



おだ かつひさ PRESS



〒216-0003
川崎市宮前区有馬6-6-1 五十嵐ハイツ102号
TEL & FAX: 044-856-5456
E-mail: oda@odakatau.com
URL http://odakatsu.com/

小児医療費助成が中学3年まで拡大へ

〜本来なら国が全国一律の制度として整えるべき〜

川崎市長は9月2日、小児医療費助成制度(通院助成)の対象者を中学3年生までに拡大、さらに所得制限も撤廃するとの見解を示しました。来年度中の実施とのことです。

川崎市の制度の課題

川崎市の現状をみてみると――
①助成の対象者について、神奈川県内では、小学校6年生までとする自治体は川崎市のみ。

②児童手当に準ずる所得制限があり、川崎市では21・4%の子どもが対象外となっている(小学6年生は31・4%)。

③小学4年生以上には通院ごとに1回500円の負担(市民税所得割が非課税の世帯を除く)が必要。

議会では、引き続きこの一部負担金の廃止も求めています。

意見書を議決

子どもが暮らす自治体や親の所得によって、①小児医療や重度障害者医療費などの医療サービス、②児童手当や幼児



川崎市議会 副議長(宮前区)
おだ かつひ

教育・保育の無償化などの子育て「支援、③高校や大学の無償化などの教育にかかわる」支援など、子どもが受給する機会に差があることは好ましくありません。そこで、川崎市議会は子どもの医療費助成については、国が全国一律の制度を創設「すること、さらに子育て支援に係る所得制限の撤廃等を求める」2本の意見書を先の定例会最終日の10月14日に議決しました。

国や県にも制度改善を

国や県に改善を求めている課題もあります。

①県からの補助について、対象が未就学児に限られ、その上、補助割合も一般市の3分の1に対して、政令市である川崎市は4分の1なのです。3分の1で試算すると約2億円もの川崎市の負担増となっています。

川崎市民も県内他の市町村と同様の県税負担をしていますので、著しく租税負担の公平性が損なわれています。

②国の医療保険制度においては、自己負担割合は就学前は2割、就学後以降は3割とされています。これを保護者の負担を減ずる目的で、各自治体ごと税金を投入して軽減措置を行っています。

これが都市間での格差の原因となっています。

さらなる問題は、小児医療費を無償にするなど、市が助成を行うと、国民健康保険の国庫負担金が減額されてしまうことです。国保ペナルティーと呼ばれ、川崎市

はこの減額調整措置により約1400万円も減額されています。

恒久的な財源の確保も

今回の見直しで、新たに約16億円が必要(総額は約62億円)と試算。一部負担金を廃止すると、さらに3・5億円必要です。不断の行財政改革は必須です。

おだかつひさ(織田勝久)プロフィール

- ◆1961年、川崎市幸区生まれ。
駒場東邦高校、中央大学 法学部卒業(地方自治、都市政策専攻)
- ◆国会議員秘書を経て、2003年川崎市議会議員初当選。
現在5期目。市議会総務委員会委員長、健康福祉委員会委員長、議会運営委員会副委員長、市議会政策担当者会議メンバー、市監査委員等を歴任。みらい川崎市議団元団長、現在、まちづくり委員会委員。
2021年5月、第44代川崎市議会副議長に就任。
- ◆ボーイスカウト川崎第54団育成会長、宮前区少年野球連盟顧問、原水禁川崎市連事務局長。
- ◆尊敬する人物/ケネディー元アメリカ大統領
- ◆好きな作家/司馬遼太郎、宮城谷昌光(激動期の間人模様に興味あり)
- ◆好きな言葉/知行合一、 嫌を避くる者は、皆内足らざるなり
- ◆長男と二男はそれぞれ独立、妻、猫の3人家族。有馬在住。